

奈良市公報

号外第7号

令和元年7月条例等

令和2年3月25日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務カシス課長
制作 株式会社 明新社

目次

条 例

月 日	番号	件 名	主 管
7	1	2 奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例	福祉政策課
7	1	3 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例	法務ガバナンス課
7	1	4 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会
7	1	5 奈良市森林活性化推進基金条例	農政課
7	1	6 奈良市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例	資産経営課、医療政策課、企業局企業出納課、企業局給排水課
7	1	7 奈良市手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課
7	1	8 奈良市税条例等の一部を改正する条例	市民税課
7	1	9 奈良市児童館条例の一部を改正する条例	子ども育成課
7	1	10 奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例	人権政策課
7	1	11 奈良市体育施設条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課
7	1	12 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	福祉政策課
7	1	13 奈良市火災予防条例の一部を改正する条例	消防局予防課
7	1	14 奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	企業局経営企画課

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
7	1	3 奈良市消防職員委員会規則の一部を改正する規則	消防局総務課
7	1	4 奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則	人事課
7	1	5 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則	人事課
7	1	6 奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建築指導課
7	1	7 奈良市食育推進会議規則の一部を改正する規則	農政課
7	1	8 奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住宅課
7	1	9 奈良市精神保健福祉連絡協議会規則の一部を改正する規則	保健予防課
7	1	10 奈良市難病対策地域協議会規則の一部を改正する規則	保健予防課
7	1	11 奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	保健予防課
7	1	12 奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則	保健予防課

7	1	13	奈良市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規則の一部を改正する規則	保健予防課
7	1	14	奈良市バリアフリー基本構想推進協議会規則の一部を改正する規則	福祉政策課
7	1	15	奈良市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則	保健衛生課
7	1	16	奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	スポーツ振興課
7	1	17	奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福祉政策課
7	18	18	奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	消防局総務課
7	18	19	大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則	J R奈良駅周辺整備事務所

告 示

月	日	番号	件名	主管
7	4	117	町の区域等の変更	市民課
7	4	118	町の区域等の変更	市民課
7	25	157	奈良市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱	子ども育成課
7	26	158	都市公園の供用開始	公園緑地課

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
7	5	1	奈良市水道事業給水条例施行規程及び奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程	企業出納課、水道計画課、水道工務課
7	9	2	奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程	経営企画課
7	19	3	奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	企業出納課

教 育 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
7	8	4	奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱の一部を改正する告示	地域教育課
7	23	2	奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部を改正する規則	教職員課

条 例

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第2号

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市バリアフリー基本構想推進協議会の項を次のように改める。

奈良市移動等円滑化促進協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針及び同法第25条第1項に規定する基本構想の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整に関する事務
----------------	--

附 則

この条例は、令和元年9月1日から施行する。

(令和元年7月1日揭示)

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第3号

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

- (1) 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)附則第7項
- (2) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)附則第12項
- (3) 教育長の給与に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)附則第6項
- (4) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)附則第5項
- (5) 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)附則第26項
- (6) 奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年奈良市条例第50号)附則第3条及び第4条
- (7) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)附則第6項

(奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例(平成20年奈良市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成32年3月」を「令和2年3月」に改める。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成29年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び附則第4項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第4条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成31年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第4項(見出しを含む。)中「平成31年6月」を「令和元年6月」に改め、附則第5項(見出しを含む。)中「平成32年6月」を「令和2年6月」に改める。

(奈良市税条例の一部改正)

第5条 奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し、同条、附則第12条の2、附則第13条(見出しを含む。)及び附則第15条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第19条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第22条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第26条第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第28条の6第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第28条の7第1項中「平成35年度」を「令和5年

度」に改める。

附則第29条の前の見出し、同条、附則第29条の2、附則第30条（見出しを含む。）及び附則第32条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

（奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 奈良市税条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

（奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 奈良市税条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第9条 奈良市税条例の一部を改正する条例（平成30年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第4項及び第5項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成30年奈良市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4

項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

（奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 奈良市税条例の一部を改正する条例（平成31年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第1条ただし書中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第5条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第12条 奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（平成31年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年8月1日」を「令和元年8月1日」に改める。

（奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第13条 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成30年奈良市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

（奈良市介護保険条例の一部改正）

第14条 奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「平成31年度及び平成32年度」を「令和元年度及び令和2年度」に改める。

（奈良市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正）

第15条 奈良市介護保険条例の一部を改正する条例（平成31年奈良市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

（奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正）

第16条 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年奈良市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成35年9月30日」を「令和5年9月30日」に、「平成32年9月30日」を「令和2年9月30日」に、「平成33年9月30日」を「令和3年9月30日」に改める。

(奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例の一部改正)
第17条 奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例(平成31年奈良市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

(奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例の一部改正)
第18条 奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例(平成27年奈良市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成36年度まで」を「令和6年度まで」に改め、同項の表中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成34年度」を「令和4年度」に、「平成35年度」を「令和5年度」に、「平成36年度」を「令和6年度」に改める。

(奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例の一部改正)
第19条 奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例(平成27年奈良市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成36年度まで」を「令和6年度まで」に改め、同項の表中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成34年度」を「令和4年度」に、「平成35年度」を「令和5年度」に、「平成36年度」を「令和6年度」に改める。

(奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例の一部改正)
第20条 奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例(平成31年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年7月1日」を「令和元年7月1日」に改める。

(奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
第21条 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成29年奈良市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

(令和元年7月1日掲示済)

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第4号

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1選挙長の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表開票管理者の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙等について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙等については、なお従前の例による。

(令和元年7月1日掲示済)

奈良市森林活性化推進基金条例をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第5号

奈良市森林活性化推進基金条例

(設置)

第1条 本市における森林の整備及びその活性化の推進に必要な資金を積み立てるため、奈良市森林活性化推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、奈良市一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分するこ

とができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和元年7月1日揭示済)

奈良市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第6号

奈良市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例
(奈良市行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 奈良市行政財産使用料条例(昭和49年奈良市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の4.32」を「100分の4.4」に、「100分の7.56」を「100分の7.7」に改める。

(奈良市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 奈良市水道事業給水条例(昭和33年奈良市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第26条第1項、第27条第2項及び第3項、第31条の3第2項並びに第40条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第3中「106,920円」を「108,900円」に、「205,200円」を「209,000円」に、「345,600円」を「352,000円」に、「1,096,200円」を「1,116,500円」に、「2,014,200円」を「2,051,500円」に、「5,167,800円」を「5,263,500円」に、「10,692,000円」を「10,890,000円」に、「28,512,000円」を「29,040,000円」に改める。

(奈良市下水道条例の一部改正)

第3条 奈良市下水道条例(昭和51年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第4条 奈良市農業集落排水処理施設条例(平成12年奈良市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 奈良市病院事業の設置等に関する条例(平成15年奈良市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号ただし書中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1保険外併用療養費(医科)の項中「810円」を「825円」に改め、同表入院特別室利用料の部その他の場合の項中「12,960円」を「13,200円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「3,240

円」を「3,300円」に、「4,860円」を「4,950円」に改める。

別表第3中「1,620円」を「1,650円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「108円」を「110円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の奈良市行政財産使用料条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日以後の最初の計量により料金の支払を受ける権利が確定するものについては、第2条の規定による改正後の奈良市水道事業給水条例(次項及び第5項において「改正後の給水条例」という。)第26条第1項及び第27条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 改正後の給水条例第31条の3第2項の規定は、施行日以後における給水装置の新設の工事申込みに係る水道施設加算分担金について適用し、施行日前に工事申込みがあったものについては、なお従前の例による。

5 改正後の給水条例別表第3の規定は、施行日以後における給水装置の新設又は改造の工事申込みに係る水道施設分担金について適用し、施行日前に工事申込みがあったものについては、なお従前の例による。

6 施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日以後の最初の汚水排出量の認定により使用料の支払を受ける権利が確定するものについては、第3条の規定による改正後の奈良市下水道条例第18条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 施行日前から継続している排水処理施設の使用で、施行日以後の最初の汚水排出量の認定により使用料の支払を受ける権利が確定するものについては、第4条の規定による改正後の奈良市農業集落排水処理施設条例第16条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 第5条の規定による改正後の奈良市病院事業の設置等に関する条例(次項において「改正後の病院条例」という。)第11条第1項第1号ただし書及び別表第1の規定は、施行日以後の診療等に係る利用料金について適用し、施行日前の診療等に係る利用料金については、なお従前の例による。

9 改正後の病院条例別表第3の規定は、施行日以後の交付申請に係る利用料金について適用し、施行日前の交付申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

(令和元年7月1日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第7号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第36項、第39項、第42項、第44項及び第46項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表第54の2項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表第55項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表第65項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同表第65の2項中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同表第65の3項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表第76の3項の次に次のように加える。

76の3の2	1の既存不適格建築物の用途変更を伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定申請手数料	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく1の既存不適格建築物の用途変更を伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
76の3の3	1の既存不適格建築物の用途変更を伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の変更申請手数料	建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく1の既存不適格建築物の用途変更を伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の変更申請に対する審査	1件につき 27,000円
76の3の4	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する建築物の特例の許可の申請に対する審査	興行場等として使用する期間が3月以内の場合 1件につき 60,000円
		興行場等として使用する期間が3月を超える場合	1件につき 120,000円
76の3の5	建築物の用途を変更して特別興行場等として使用する建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用する建築物の特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円

附則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（令和元年7月1日掲示済）

奈良市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第8号

奈良市税条例等の一部を改正する条例

（奈良市税条例の一部改正）

第1条 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第28条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第29条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与と所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第29条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第29条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第30条第1項中「によつて」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第20条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第20条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自

動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第21条の5第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第21条に次の3項を加える。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第21条の3の規定により読み替えられた第88条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第21条の5に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第88条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第22条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用について

は、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第23条を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第23条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第91条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第94条及び第95条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第22条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第23条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。
(奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 奈良市税条例等の一部を改正する条例(平成29年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち奈良市税条例附則第21条の次に4条を加える改正規定(同条例附則第21条の5第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第22条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第

444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第4条 奈良市税条例等の一部を改正する条例(平成30年奈良市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、奈良市税条例第45条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中奈良市税条例第28条、第29条の2、第29条の3及び第30条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
- (2) 第2条中奈良市税条例第14条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日
- (4) 第3条及び第4条の改正規定 公布の日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第28条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第29条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき奈良市税条例第28条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第29条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第29条の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第29条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税について

は、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 この条例（附則第1条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の奈良市税条例（次項において「新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（令和元年7月1日掲示済）

奈良市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年7月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第9号

奈良市児童館条例の一部を改正する条例

奈良市児童館条例（昭和58年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「は、次の」を「においては、次に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 児童の健全な遊びの場の提供に関すること。
- (2) 児童の遊びの指導に関すること。
- (3) 児童のクラブ活動の育成指導に関すること。
- (4) 児童の自主活動及び自主サークル形成の支援に関すること。
- (5) 子育て支援に関すること。
- (6) その他児童館の設置目的を達成するために必要な事業

第3条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる児童館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 児童館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 児童館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、児童館を管理しなければならない。

（開館時間）

第3条の3 児童館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（土曜日（次条第1項第1号に掲げる土曜日を除く。）は、午前9時から午後0時30分まで）とする。

<p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条の4 児童館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日並びに第1土曜日及び第3土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</p> <p>第4条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条中「市長の許可」を「あらかじめ指定管理者の承認」に改め、同条に後段として次のように加える。</p> <p>承認を受けた事項を変更するときも、また同様とする。</p> <p>第4条に次の1項を加える。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承認に際し、児童館の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。</p> <p>第4条の次に次の1条を加える。</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第4条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設等を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。</p> <p>第5条の見出しを「(使用承認の変更等)」に改め、同条中「市長は」を「指定管理者は」に、「許可を取り消し、又は使用の制限をする」を「条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消す」に改め、同条各号を次のように改める。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。</p> <p>(3) 災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなつたとき、又は使用することが不相当と認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたとき。</p> <p>第5条に次の1項を加える。</p> <p>2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。</p> <p>第6条を第12条とし、第5条の次に次の6条を加える。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 児童館の使用料は、無料とする。</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第7条 第4条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設等を善良な管理者の注意をもつて取</p>	<p>り扱わなければならない。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第8条 使用者は、児童館を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 児童館を使用する者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第10条 児童館を使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。</p> <p>(3) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。</p> <p>(4) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。</p> <p>(5) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。</p> <p>(入館の禁止等)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、若しくは退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。</p> <p>(1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長が行った施行日以後の使用に係る児童館の使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、施行日以後においては、指定管理者が行った児童館の使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。</p> <p>(令和元年7月1日掲示済)</p> <p>奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>令和元年7月1日</p> <p>奈良市長 仲川元庸</p> <p>奈良市条例第10号</p>
---	---

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例
奈良市共同浴場条例（昭和39年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市古市西共同浴場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和元年7月1日揭示済)

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第11号

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1球技場の部奈良市中ノ川球技場の項を削る。

別表第3奈良市西部生涯スポーツセンター体育館の部ト

レーニング室の項中 「前払回数券（8,800円分） 8,000」

を 「回数券（11回分） 5,000」 に改め、同表備考

中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

別表第5奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールの部個人使用（1人当たり）の項を次のように改める。

個人使用 (1人当たり)	大人	1回につき	800
		回数券(11回分)	8,000
	小人	1回につき	400
		回数券(11回分)	4,000

別表第5備考第3項中「1回」を「奈良市ならやま屋内温水プールを個人使用する場合において「1回」に改め、同表備考中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に発行されているこの条例による改正前の奈良市体育施設条例別表第3及び別表第5の前払回数券は、当分の間、使用することができる。

3 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第3及び別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(令和元年7月1日揭示済)

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第12号

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(令和元年7月1日揭示済)

奈良市火災予防条例の一部改正する条例をここに公布する。
令和元年7月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第13号

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）」に改める。

第30条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第30条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年経務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
(令和元年7月1日揭示済)

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第14号

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例(令和元年奈良市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち奈良市下水道条例第18条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附則第1項中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、附則第2項中「平成32年5月分」を「令和2年5月分」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。
(令和元年7月1日揭示済)

規 則

奈良市消防職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第3号

奈良市消防職員委員会規則の一部を改正する規則
奈良市消防職員委員会規則(平成8年奈良市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

3 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員長は、これを再任することができる。

第9条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「委員会の会議は、委員長が招集する。この」を「前項前段の」に改め、「おいて」の次に「、委員長は」を、「取扱い」の次に「(審議対象としない場合にあつては、その理由を含む。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員長は、当該会議に係る前条第1項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(運営上の留意事項)

第12条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第8条関係)

意見書		※2 整理番号	
提出者所属名	意見提出日 年 月 日	年 月 日	年 月 日
提出者職氏名	※1 年 月 日	年 月 日	年 月 日
※1	※2 年 月 日	年 月 日	年 月 日
(意見取りまとめ者を経由する場合)意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い 記名・匿名			
奈良市消防職員委員会規則第8条の規定により、意見を提出します。			
件名			
区分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設		
現状			
意見の内容			

1 ※1欄は意見取りまとめ者が記入し、※2欄は記入しないでください。

2 必要な資料があれば添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市消防職員委員会規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に委員長である者の任期は、新規則第3条第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して1年を超えない範囲において消防長が定める日までとする。

(令和元年7月1日揭示済)

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第4号

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則
奈良市臨時職員に関する規則（平成2年奈良市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「乗じたもの」の次に「から給料等の支給に関する規則（昭和41年奈良市規則第5号）第21条の2に規定する時間を減じたもの」を加える。

附 則

(施行規則)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市臨時職員に関する規則第12条の規定は、平成31年4月1日以後の勤務に係る勤務1時間当たりの給料額について適用し、同日前の勤務に係る勤務1時間当たりの給料額については、なお従前の例による。

(令和元年7月1日揭示済)

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第5号

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則（平成2年奈良市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第6条中「乗じたもの」の次に「から給料等の支給に関する規則（昭和41年奈良市規則第5号）第21条の2に規定する時間を減じたもの」を加える。

附 則

(施行規則)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市非常勤嘱託職員に関する

規則第6条の規定は、平成31年4月1日以後の勤務に係る勤務1時間当たりの報酬額について適用し、同日前の勤務に係る勤務1時間当たりの報酬額については、なお従前の例による。

(令和元年7月1日揭示済)

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第6号

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則
奈良市建築基準法施行細則（平成元年奈良市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和元年7月1日揭示済)

奈良市食育推進会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第7号

奈良市食育推進会議規則の一部を改正する規則
奈良市食育推進会議規則（平成27年奈良市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中「医療政策課」を「農政課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市食育推進会議規則第9条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(令和元年7月1日揭示済)

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第8号

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市営住宅条例施行規則（昭和61年奈良市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第3条関係)

市営住宅入居申込書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり入居を申し込みます。なお、入居の申込みに係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報及び所得の状況を調査することに同意します。

申込住宅名		住宅番号	
住所			
フリガナ			
氏名		電話番号 ()	
勤務先の所在地		電話番号 ()	
氏名	年齢	生年月日	入居しようとする者
			本人
			受付番号 (抽選番号)
			※
※印は、記入しないでください。			
持家又は借家 [どちらかに○印をつけてください] 持家の場合は、所有者の氏名・続柄			

太枠内に必要事項を記入してください。

別記第11号様式中

性別	年齢	年齢

を に改める。

別記第19号様式中

性別	年齢	年齢

を に改める。

附 則
(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市営住宅条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和元年7月1日揭示済)

奈良市精神保健福祉連絡協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第9号

奈良市精神保健福祉連絡協議会規則の一部を改正する規則

奈良市精神保健福祉連絡協議会規則(平成27年奈良市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- 奈良市の精神保健福祉に関する事務を主管する課を代表する者

第3条第2項第11号を次のように改める。

- 奈良市保健所の医師

第3条第2項中第10号を削り、第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げる。

第3条第2項中第5号を削り、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 奈良県の精神保健福祉に関する事務を主管する課を代表する者
第3条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 奈良市保健所長が推薦した精神疾患に関し識見を有する看護師

第4条第1項中「2年」を「3年」に改める。

第6条第1項中「奈良市保健所長をもって充てる」を「委員の互選により定める」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、この規則による改正後の奈良市精神保健福祉連絡協議会規則第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

(令和元年7月1日揭示済)

奈良市難病対策地域協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第10号

奈良市難病対策地域協議会規則の一部を改正する規則

奈良市難病対策地域協議会規則（平成27年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「神経内科病棟の」を「難病に関し識見を有する」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 奈良県の難病対策に関する事務を主管する課を代表する者

第3条第2項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 奈良市保健所の医師

第3条第2項第10号を次のように改める。

(10) 奈良市の難病対策に関する事務を主管する課を代表する者

第3条第2項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第4条第1項中「2年」を「3年」に改める。

第6条第1項中「奈良市保健所長をもって充てる」を「委員の互選により定める」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、この規則による改正後の奈良市難病対策地域協議会規則第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

(令和元年7月1日揭示済)

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第11号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「円未満」を「10円未満」に改める。

別表中「A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯であって、当該年度の」を「A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その」に改め、同表備考1中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表備考2の(2)中「第25項」を「第30項」に改め、同表備考6の次に次のように加える。

7 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

8 備考7の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、備考7の(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、同(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、同(2)に該当する場合にあっては35

万円を控除するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和元年7月1日揭示済)

奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第12号

奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

奈良市母子保健法施行細則(平成14年奈良市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「円未満」を「10円未満」に改める。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯であって、当該年度の」を「A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その」に改め、同表備考1中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表備考2の(2)を次のように改める。

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第30項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

別表備考2の(3)中「附則第12条」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条並びに附則第82条第1項」を加える。

別表備考に次のように加える。

7 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの((2)に掲げる者を除く。)

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

8 備考7の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、備考7の(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、同(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、同(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和元年7月1日揭示済)

奈良市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第13号

奈良市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規則(平成27年奈良市規則第86号)の一部を次のように改正する。

題名中「小児慢性特定疾病児童」を「小児慢性特定疾病児童等」に改める。

第4条中「小児慢性特定疾病児童等」を「在宅の小児慢性特定疾病児童等(頭部保護帽、ストーマ装具(消化器系)及びストーマ装具(尿路系)にあっては、入院している者又は施設に入所している者を含む。)」に改める。

別表第1便器の項、歩行支援用具の項から車椅子の項まで、電気式たん吸引器の項及びネブライザー(吸入器)の項中「小児慢性特定疾病児童」を「小児慢性特定疾病児童等」に改め、同表パルスオキシメーターの項中「介助者等」を「小児慢性特定疾病児童等又は介助者等」に改め、同表ストーマ装具(蓄便袋)の項中「(蓄便袋)」を「(消化器系)」に、「小児慢性特定疾病児童」を「小児慢性特定疾病児童等」に改め、同表ストーマ装具(蓄尿袋)の項中「(蓄尿袋)」を「(尿路系)」に、「小児慢性特定疾病児童」を「小児慢性特定疾病児童等」に改め、同表人工鼻の項中「小児慢性特定疾病児童」を「小児慢性特定疾病児童等」に改める。

別表第2備考1中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表備考2中「通知」の次に「及び小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて(平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知)」を加え、同表備考2の(2)中「第24項」を「第30項」に改め、同

表備考2の(3)中「附則第12条」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加え、同表備考中6を7とし、3から5までを4から6までとし、2の次に次のように加える。

3 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この3において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含むものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和元年7月1日揭示済）

奈良市バリアフリー基本構想推進協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第14号

奈良市バリアフリー基本構想推進協議会規則の一部を改正する規則

奈良市バリアフリー基本構想推進協議会規則（平成27年奈良市規則第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市移動等円滑化促進協議会規則

第1条中「奈良市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）に基づく事業等の円滑な推進を図るため設置された奈良市バリアフリー基本構想推進協議会」を「奈良市移動等円滑化促進協議会」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 移動等円滑化促進方針（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針をいう。以下同じ。）の作成に関する協議及び実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整に関すること。
- (2) 基本構想（法第25条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）の作成に関する協議及び実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整に関すること。

第4条第1項を次のように改める。

委員の任期は、5年とし、再任されることを妨げない。

第7条中「基本構想及び特定事業計画」を「移動等円滑化促進方針及び基本構想」に、「奈良市バリアフリー基本構想推進庁内検討委員会を置く」を「奈良市移動等円滑化促進庁内検討委員会を置くことができる」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（費用弁償）

第10条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市バリアフリー基本構想推進協議会規則第3条の規定により委員に委嘱されている者又は任命されている者の任期は、この規則による改正後の奈良市移動等円滑化促進協議会規則第4条の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日までとする。

（令和元年7月1日揭示済）

奈良市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第15号

奈良市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則
奈良市狂犬病予防法施行細則（平成14年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「2,700円」を「2,820円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良市狂犬病予防法施行細則第10条第1号の規定は、令和元年10月1日以後に行われる予防注射から適用し、同日前に行われた予防注射については、なお従前の例による。

（令和元年7月1日揭示済）

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第16号

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市体育施設条例施行規則（平成20年奈良市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「(奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールについては別記第8号様式の2)」を削り、同条第3項中「奈良市ならやま屋内温水プール」の次に「奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール及び奈良市西部生涯スポーツセンター体育館トレーニング室」を加える。

第5条ただし書を削る。

第7条第1項第1号中「奈良市ならやま屋内温水プール」第7号様式の2(第3条関係)

の次に「又は奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール」を加え、同項第2号中「又は奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール」を削り、「前払回数券」を「回数券」に改める。

第9条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

別記第7号様式の2を次のように改める。

No. □□ 使用副券 円 体育施設名	切り取り線	No. □□ 使用券 円 体育施設名
---	-------	--

別記第8号様式の2を削る。
第11号様式の3(第7条関係)

| 別記第11号様式の3を次のように改める。

(表面)

奈良市 体育施設名 トレーニング室 回数券	No. _____			
領収書				
金額	千	百	十	円
(種別) 体育施設名 トレーニング室 回数券 年 月 日 奈良市 体育施設名 ㊟				
No. _____				
領収書				
金額	千	百	十	円
(種別) 体育施設名 トレーニング室 回数券 年 月 日				

(回数券面)

No. <u>11</u>
奈良市 体育施設名 トレーニング室 回数券 ()
No. <u>10</u>
奈良市 体育施設名 トレーニング室 回数券 ()
No. <u>2</u>
奈良市 体育施設名 トレーニング室 回数券 ()
No. <u>1</u>
奈良市 体育施設名 トレーニング室 回数券 ()

(注) 裏面に利用に当たっての注意事項を記載する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に発行されているこの規則による改正前の奈良市体育施設条例施行規則第7条第1項第2号の前払回数券は、当分の間、使用することができる。

(令和元年7月1日揭示済)

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第17号

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年奈良市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「保証人」の次に「を立てる場合は、保証人」を加える。

第9条中「保証人の連署した借用書」を「借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)」に、「及び保証人の印鑑証明書」を「の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)」に改める。

「明治

別記第1号様式中 大正 年 を「 年」に改
昭和 」

める。別記第2号様式中「年賦 半年賦」を「年賦
半年賦 月賦」に、「男・女」を「生年月
「明治
日」に、大正 年 を「 年」に、「生活保護又
昭和 」

は中国残留邦人等支援給付を「生活保護」に、「日より受給」
を「日より受給(生住教医)」に、「カ月」を「箇月」に、「本
だな」を「本棚」に、「戸だな」を「戸棚」に、「電気洗たく機」を「電気洗濯機」に、「電気掃じ機」を「電気掃除機」に、「借入れたく」を「借り入れたく」に、「奈良市長 様」
を「(宛先)奈良市長」に、「昭和 年」を「 年」
に改める。

別記第3号様式中「昭和 年」を「 年」に、
「年 賦 半年賦」を「年 賦 半年賦 月賦」に、「年

3パーセント」を「年パーセント」に、「(4)あなたと保証人の印鑑証明書各1通」を「(4)あなたの印鑑証明書1通」と「(5)保証人の印鑑証明書1通」に改める。

別記第4号様式中「昭和年」を「年」に改める。
別記第5号様式中「年3パーセント」を「年パーセント」に、「昭和年」を「年」に、「年賦半年賦」を「年賦半年賦月賦」に、「及びこれに基づく命令等の定めるところ」を「の定めるところ」に、「奈良市長様」を「(宛先)奈良市長」に改める。

別記第6号様式中「昭和年」を「年」に、「奈良市長様」を「(宛先)奈良市長」に改める。

別記第7号様式中「昭和年」を「年」に、「奈良市長様」を「(宛先)奈良市長」に、「1年賦2半年賦」を「1年賦2半年賦3月賦」に、「カ月」を「箇月」に改める。

別記第8号様式中「昭和年」を「年」に、「カ月」を「箇月」に改める。

別記第9号様式中「昭和年」を「年」に改める。

別記第10号様式中「昭和年」を「年」に、「奈良市長様」を「(宛先)奈良市長」に改める。

別記第11号様式及び別記第12号様式中「昭和年」を「年」に改める。

別記第13号様式中「昭和年」を「年」に、「年賦半年賦」を「年賦半年賦月賦」に、「男・女」を「生
「明治
年月日」に、大正年を「年」に、「奈良市長
昭和」
長様」を「(宛先)奈良市長」に改める。

別記第14号様式及び第15号様式中「昭和年」を「年」に、「10.75%」を「5%」に改める。

別記第16号様式中「奈良市長様」を「(宛先)奈良市長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市災害甲慰金の支給等に関する条例施行規則第6条、第9条、別記第2号様式、別記第3号様式、別記第5号様式、別記第7号様式及び別記第13号様式から第15号様式までの規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付

「大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理事業施行者奈良市代表者奈良市長氏名様」

けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(令和元年7月1日掲示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第18号

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和41年奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第4常時介護を要する状態の項中「105,290円」を「165,150円」に、「57,190円」を「70,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,650円」を「82,580円」に、「28,600円」を「35,400円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

(令和元年7月18日掲示済)

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第19号

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理事業保留地処分規則（平成元年奈良市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「5日」を「7日」に改める。

別記第1号様式中

「街区番号及び保留地番号 街区号」を

「

街 区 及 び 画 地	街区 画地
-------------	-------

」に改める。

別記第2号様式中 「

発 行 番 号	
街区番号及び保留地番号	街区 号

」を

「

街 区 及 び 画 地	街区 画地
-------------	-------

」に改める。

別記第3号様式中 「大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） 土地区画整理事業施行者 奈良市 代表者 奈良市長 氏 名 様」を 「(宛先) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） 土地区画整理事業施行者 奈良市 代表者 奈良市長 氏 名」

に、 「

街 区 番 号	街区
保 留 地 番 号	号

」を

「

街 区	街区
画 地	画地

」に改める。

別記第3号様式の2中 「大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） 土地区画整理事業施行者 奈良市 代表者 奈良市長 氏 名 様」を

「(宛先) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） 土地区画整理事業施行者 に、 奈良市 代表者 奈良市長 氏 名」

「

街 区 番 号 及 び 保 留 地 番 号	街区 号
-----------------------	------

」を

「

街 区 及 び 画 地	街区 画地
-------------	-------

」に改める。

別記第3号様式の3中 「

街 区 番 号 及 び 保 留 地 番 号	街区 号
-----------------------	------

」を

「

街 区 及 び 画 地	街区 画地
-------------	-------

」に改める。

別記第4号様式中 「大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） 土地区画整理事業施行者 奈良市 代表者 奈良市長 氏 名 様」を 「(宛先) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） 土地区画整理事業施行者 奈良市 代表者 奈良市長 氏 名」

に、 「

街 区	街区
保 留 地 番 号	号

」を

「

街 区	街区
画 地	画地

」に改める。

別記第5号様式中「5日」を「7日」に、

街	区	街区
保	留	地
番	号	号

を

街	区	街区
画	地	画地

に改める。

別記第7号様式中 「大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） 土地区画整理事業施行者 奈良市 代表者 奈良市長 氏 名 様」 「(宛先) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） 土地区画整理事業施行者 奈良市 代表者 奈良市長 氏 名」

街	区	街区
保	留	地
番	号	号

を

街	区	街区
画	地	画地

に改める。

別記第9号様式中 「街 区 街区 保 留 地 番 号 号」 を

街	区	街区
画	地	画地

に改める。

別記第10号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

街	区	街区
保	留	地
番	号	号

を

街	区	街区
画	地	画地

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和元年7月18日揭示済)

告 示

奈良市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、令和2年1月20日から本市内の区域のうち町の区域等を別図1から別図2のとおり変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

令和元年7月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 関係区域は別図1（変更前。以下同じ。）及び別図2（変更後。以下同じ。）に示すとおりです。
- 2 別図1の斜線で示す押熊町の一部を、別図2のとおり東登美ヶ丘一丁目に編入します。

別図1及び別図2 省略

(令和元年7月4日揭示済)

奈良市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規

定により、令和元年12月3日から本市内の区域のうち町の区域等を別図1から別図2のとおり変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

令和元年7月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 関係区域は別図1（変更前。以下同じ。）及び別図2（変更後。以下同じ。）に示すとおりです。
- 2 別図1の斜線で示す二名町の一部を、別図2のとおり中登美ヶ丘五丁目に編入します。

別図1及び別図2 省略

(令和元年7月4日揭示済)

奈良市告示第157号

奈良市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和元年7月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、未婚の児童扶養手当受給者に対する

臨時・特別給付金支給要領（平成31年4月1日付け子癸0401第9号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の給付措置として実施する、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 前条の目的を達するために、市によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別表第1に掲げる給付金の支給を受けることができる者をいう。

（給付金の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、支給対象者1人につき17,500円とする。

（申請受付期間）

第4条 給付金に係る市の申請の受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、前項の規定により定められた申請の受付開始日のうち最も早い日から6箇月を経過した日（その日が奈良市の休日をも定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）とする。

（申請及び支給の方式）

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第2の規定に基づき、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金申請書（請求書）（別記様式。以下「申請書」という。）により申請を行わなければならない。

2 給付金の申請及び支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本その他の書類を提出させること等により、当該申請者が別表第1に掲げる支給対象者に該当するか確認を行うものとする。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

（代理による申請）

第6条 申請者に代わり前条第1項の規定によりを行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（支給の決定）

第7条 市長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受理した場合は、令和元年10月31日の翌日以後、速やかにその内容を確認し、支給することを決定したときは、当該支給対象者に給付金を支給する。

（給付金の支給等に関する周知）

第8条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、市の広報紙に掲載するほか、広く市民に周知できる方法により行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条第1項の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 第5条第1項の規定により申請書が提出された場合において、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、支給対象者による申請書の補正が行われないうちその他支給対象者の責めに帰すべき事由により支給することができなかつたときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第10条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 給付金の支給の決定を受けた者は、給付金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年8月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

※基準日（令和元年10月31日）前申請用
(表裏)

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

令和元年11月分の児童扶養手当支給額(戻込分)市役所印
(印) 奈良市長

記入日 年 月 日

1. 申請・請求者
氏名 性別 生年月日 現住所
男・女 昭和/平成 年 月 日 町 丁目 番地 電話番号
印

※記名押印に代えて署名することができます。

※裏面の事項(1)~(7)に誓約・同意の上、申請します。

2. 受取方法 希望する受取方法の子エック欄(□)に「✓」を入れて、必要事項を記入してください。
□A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

□B 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を提出してください(裏面を添付してください)。
【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合は記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	
			口座番号	口座名義
1. 振込先金融機関	本支店	普通		
2. 受取口座(振込先)	本支店	1普通		
		2当座		

※印字は銀行を選択された場合は、振込先の店名・預金種目・口座番号(7桁)・通帳見開き下部に記載)を記入してください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

3. 申請取下げ書
記入日 年 月 日

1. 申請者
(フリガナ) 氏名 印
※記名押印に代えて署名することができます。

※基準日(令和元年10月31日)以前に、以下の事項に該当することとなったため、申請を取り下げます。
□(1) 給付金の支給要件に該当しなくなった。
□(2) 転出等により給付金を申請する自治体に変更があった。
(裏面も必ず確認してください。)

別表第1（第2条、第5条関係）
支給対象者

(1) 給付金は、令和元年11月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給に係る監護等児童（同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。）の父又は母（当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。）のうち、令和元年10月31日（以下「基準日」という。）において婚姻をしたことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該父若しくは母と当該事情にあった者の生死が明らかでないものに対して支給する。

(2) (1)の規定にかかわらず、給付金は、次のアに掲げる場合について、イに掲げる者に対して支給する。ただし、既にアに規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

ア (1)に規定する者が死亡した場合（イの規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）

イ 基準日においてアに掲げる者の監護等児童であった者

別表第2（第5条関係）
支給の申請

(1) 市から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者は、市に対して支給の申請を行う。

(2) 国から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者であつて、基準日において市に住所を有するものは、市に対して支給の申請を行う。

(3) 別表第1(2)アに掲げる場合における同表(2)イに掲げる者は、市に対して支給の申請を行う。(当該者に係る別表第1(1)に規定する者が(1)又は(2)の規定により、市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。)

※基準日(令和元年10月31日)後申請用

(裏面)

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

令和元年11月分の児童扶養手当支給等市区町村
(宛先) 奈良市長



1. 申請・請求者

氏名 (フリガナ)	性別	生年月日	記入日	年	月	日
姓	男/女	昭和/平成	現住所			
名	男/女	年 月 日	電話番号			
	印		電話	()		

* 記名押印に代えて署名することができます。

※裏面の事項(1)~(7)に誓約・同意の上、申請します。

2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に「○」を入れて、必要事項を記入してください。)

□A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

□B 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください。)

[受取口座記入欄]を記入方法としてBを選んだ場合は、以下の通り記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義
1. 銀行支店名		普通		
2. 支店名		当座		
3. 支店名		定期		
4. 支店名		定期		
金融機関番号				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入してください。
※振込期間外(入金)の口座を記入しないください。

(裏面も必ず確認してください。)

(裏面)

【誓約・同意事項】

- (1)申請日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことはありません。
- (2)未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当する見込みです。なお、申請の後、基準日(10月31日)より前に、給付金の支給要件に該当しなくなった場合、又は転出等により給付金を申請する自治体に変更があった場合には、この申請書を取り下げます。(支給要件)
- ① 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- ② 基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことがない者
- ③ 基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の死亡が明らかでない者
- (3)未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性を審査するため、奈良市が必要な情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5)この申請書は、奈良市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6)奈良市が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支金が完了せず、かつ、令和2年1月31日までに、奈良市が申請・請求者が申請・確認できない場合には、奈良市は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- (7)給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限超過額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

申請内容確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写真

振込先金融機関口座確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(裏面)

【誓約・同意事項】

- (1) 基準日において、これまでに前項(婚姻)の届出をしたもの。)をしたことはありません。
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当します。
- (支給要件)
 - ① 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける又は母
 - ② 基準日において、これまでに前項(婚姻)の届出をしたもの。
 - ③ 基準日において、事実婚をしていない又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性を審査するため、奈良市が必要な情報等の公開等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の届出を行います。
- (5) この申請書は、奈良市において支給決定した後、申請書の不備による撤回不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和2年1月31日までに、奈良市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、奈良市は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、来月の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類
※戸籍その他の必要な書類

申請内容確認書類
(2. 受取方法にBを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)
※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、捺印等の写し

振込先金融機関口座確認書類
(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)
※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(令和元年7月25日揭示済)

政令第290号)第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

奈良市告示第158号

令和元年7月26日

都市公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2及び都市公園法施行令(昭和31年

奈良市長 仲川 元庸

名称	位置	区 域	供用開始日
押熊町第19号街区公園	奈良市押熊町2212番3	別紙図面のとおり(別紙図面は省略し、奈良市都市整備部公園緑地課において一般の縦覧に供します。)	令和元年7月26日
中町第7号街区公園	奈良市中町4961番55		
法蓮町第4号街区公園	奈良市法蓮町363番6		
六条西三丁目第3号街区公園	奈良市六条西三丁目1360番42		
疋田町三丁目街区公園	奈良市疋田町三丁目460番24		

(令和元年7月26日揭示済)

設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程(奈良市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第1号

第1条 奈良市水道事業給水条例施行規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。
第12条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

奈良市水道事業給水条例施行規程及び奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程を次のように定める。

第24条の5中「計算した額」を「基本料金及び従量料金を合計した額」に、「100分の108」を「100分の110」に改める。

令和元年7月5日

(奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部改正)
第2条 奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市水道事業給水条例施行規程及び奈良市水道施設

正する。

第3条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項第2号中「108分の100」を「110分の100」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程第12条第1項の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後における給水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、施行日前に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程3条第1項及び第2項の規定は、施行日以後における工事申込みに係る費用について適用し、施行日前に工事申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(令和元年7月5日揭示済)

奈良市企業局管理規程第2号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年7月9日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程(平成29年奈良市企業局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び附則第4項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和元年7月9日揭示済)

奈良市企業局管理規程第3号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年7月19日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第28条の2第7項中「減免は、当該承認の日の属する月分の料金から行う」を「減免の月分等については、管理者が別に定める」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和元年7月19日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第4号

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように改める。

令和元年7月8日

奈良市教育委員会

教育長 中室 雄俊

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱(平成30年奈良市教育委員会告示第14号)の一部を次のように改正する。

第4条見出しを「(利用者登録)」に改め、同条中「事業利用申請書(別記第1号様式)により教育長に申請しなければならない」を「電子申請システム(電子計算機を利用して事業の利用申請を行う情報処理システムをいう。以下同じ。)により利用者登録を行わなければならない」に改める。

第5条を次のように改める。

(利用の決定)

第5条 教育長は、前条の登録を受けたときは、速やかに事業の利用の可否を決定し、教育長が別に定める方法で通知するものとする。

第9条を第10条とし、第8条中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条第2項中「翌月末日」を「翌月26日」に改め、同条第5項中「別記第4号様式」を「別記第1号様式」に改め、同条第6項中「別記第5号様式」を「別記第2号様式」に、「別記第6号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(利用の申請)

第6条 前条の規定により、事業の利用を承認された利用者は、電子申請システムにより別に定める日までに利用日を申請しなければならない。

別記第1号様式から第3号様式までを削る。

別記第4号様式中「第6条第4項」を「第7条第4項」に改め、同様式を別記第1号様式とし、別記第5号様式を別記第2号様式とし、別記第6号様式を別記第3号様式とする。

附則

この告示は、令和元年7月8日から施行する。

(令和元年7月8日揭示済)

奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月23日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第2号

奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部を改正する
規則

奈良市立学校教職員安全衛生規則（平成22年奈良市教育
委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次
に次の1号を加える。

(5) 健康管理医の業務の内容等の周知に関すること。

第10条第3項中「次に掲げる事項」の次に「(以下「健
康管理指導等」という。)」を加え、同項第1号中「健康診断」
の次に「及び面接指導」を加え、「及び」を「並びに」に改め、
同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「前項」を「第
3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に
次の2項を加える。

4 健康管理医は、職員の健康管理指導等を行うのに必要
な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わ
なければならない。

5 総括安全衛生管理者は、健康管理医に対し、職員の勤
務時間に関する情報その他の健康管理医が職員の健康管
理指導等を適切に行うために必要なものを提供しなけれ
ばならない。

第26条の次に次の2条を加える。

(職員の心理的な負担の程度を把握するための検査)

第26条の2 職員の心理的な負担の程度を把握するための
検査を実施する。

2 前項の検査の実施者、実施対象者及び医師による面接
指導等については、別に定める。

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第26条の3 総括安全衛生管理者は、この規則に定める措
置の実施に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集
し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の
確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を
収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、
及び使用しなければならない。ただし、本人の同意があ
る場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和元年7月23日揭示済)